

足利市中小企業融資制度 新借換資金の創設

新型コロナウイルス感染症や原材料高騰等の影響による業況悪化から、資金繰りに支障をきたしている市内の中小企業者の経営を安定させるため、新たな借換資金を創設しました。

長期災害借換資金 (新型コロナウイルス感染症用)

受付期間
令和5年4月1日
～
令和7年3月31日

融資対象者

市内に事業所（又は工場等）を有し、同一事業を1年以上行っており、下記の全てに該当する中小企業者で市税に未納がない者

- (1)「足利市長期経営対策資金」又は「足利市長期災害対策資金（令和5年3月31日までに融資実行となったもの）」を利用した者で、借入残高があり、据置期間が終了している者
- (2)最近1カ月の売上高又は売上総利益率若しくは営業利益率が前年同期と比較して5%以上減少していると認められる者

貸付限度額

借換資金 **1,000万円**
※借換元資金の借入残高が申込上限

貸付期間・利率

5年以内 **1.2%以内**
7年以内 **1.4%以内**
10年以内 **1.6%以内**
※いずれも据置**2年以内**

返済方法

割賦元金均等返済

信用保証料

足利市**全額補助**

借換対象資金

- ①足利市長期経営対策資金
- ②足利市長期災害対策資金
※令和5年3月31日までに融資実行となったものに限る。

申込・相談

貸付には金融機関の審査があります。
借入を希望の方は市内の取扱金融機関に直接ご相談ください。

【お問合せ先】

足利市役所 産業観光部 商業にぎわい課 商業・労働福祉担当
〒326-8601 足利市本城3丁目2145（本庁舎別館2階）
電話：0284-20-2159 FAX：0284-20-2155

